

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、成田市下水道課が実施する下記修繕において適用する。

- 1 件名 江川幹線 6 号マンホールポンプ場機器修繕
- 2 場所 成田市並木町地先
- 3 工期 令和 9 年 3 月 12 日迄

第2条 目的

本件は、江川幹線 6 号マンホールポンプ場に設置されている機器の交換を行い、施設の安定稼働を確保することを目的とする。

第3条 対象機器と修繕内容

対象機器の交換後、動作確認試験等を実施する。なお、機器の交換に必要な雑材消耗品等を含むものとする。

また、分解点検に際し、下記以外の部品について修繕が必要であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、追加の作業について協議すること。

【対象機器】

- ・着脱式水中モータポンプ

数量 1 台

ポンプ型式 80SBZ-DM, 口径 $\phi 80$, 出力 3.7kw,

全揚程・吐出量 14.6m・0.29 m³/min, 電源 3 ϕ AC200V,

塗装 日本下水道事業団仕様

【修繕内容】

- ・現地での対象機器の交換、設定
- ・試運転確認
- ・補助材料
- ・その他本件にあたり必要なもの

第4条 実施方法

- ① 機器の交換にあたり、事前に監督員と協議の上、実施工程表に基づき実施すること。また、機器の製作、現場作業を含め工期短縮を図るように努力すること。
- ② 現場での交換機器等について、詳細に写真等を撮影すること。
- ③ 受注者は、修繕の実施にあたり監督員の指示に従うこと。また、作業中の安全には十分注意するとともに予定時間内に作業を完了させること。
- ④ 本施設は稼働中の施設であるため、施設管理者と綿密な打合せを行い、既存施設の運転に支障のないように十分留意すること。

- ⑤ マンホールポンプ場は配水場に所在するため、施設管理者と協議すること。
- ⑥ 機器の交換後、動作確認のための試運転等を実施すること。また、監督員と協議を行い、報告書を提出すること。
- ⑦ 大雨に関する注意報発令後、流域内で降雨が確認された場合は、作業を中止することがある。
- ⑧ 大雨に関する警報が発令された場合は、作業を中止すること。
- ⑨ 隣接土地や民有地等に立ち入る場合は、事前に所有者と協議すること。
- ⑩ 工事中は一般通行者の安全を確保すること。また、道路使用許可に係る手続きは、請負者が行うものとする。
- ⑪ 上記のほか疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

第5条 廃棄物の管理について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理すると共に、処理方法を証明する書類を提出すること。一例を下記に示す。

- ・収集運搬及び処分業者との契約書の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

第6条 提出書類

提出書類は以下のとおりとし、1部提出するものとする。

- ・施工計画書
- ・承諾願い
- ・完成図書（報告書）
- ・写真帳

第7条 諸基準

本工事施工にあたっては、千葉県土木工事共通仕様書に準拠する。また、その他に適用すべき諸基準は下記の通りである。

- ・日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版）
- ・日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説（1989年版）